

令和3年6月30日 招集

6月定例総会議事録

新潟市西蒲区農業委員会

新潟市西蒲区農業委員会

令和3年6月定例総会議事録

1 開催日時 令和3年6月30日(水)午後2時00分から

2 開催場所 巻地区公民館 3階 小ホール

3 出席農業委員 (19人)

1番 武田 要一郎	2番 小林 喜一郎	3番 間宮 一
4番 草野 伸一	5番 長谷川 浩成	6番 広川 浩
7番 清水 和子	8番 土田 正志	9番 棚邊 友衛
10番 堀内 多計司	11番 大島 伸吾	12番 阿部 マサ子
13番 笠原 和仁	14番 増井 勝	15番 小野塚 彦榮
16番 田邊 重夫	17番 榎田 士農夫	18番 吉田 浩
19番 田中 一男		

4 欠席農業委員 なし

5 出席農地利用最適化推進委員 (19人)

2番 伊藤 勇	3番 大岩 稔	4番 川上 広志
5番 鈴木 隆	6番 青柳 一	7番 大滝 幸子
8番 尾張部 満	9番 鏑城 正史	11番 中野 文和
13番 長谷川 智行	14番 本間 真由美	16番 赤川 勢一
17番 小林 克巳	20番 金永 誉志広	21番 小林 守
24番 岡村 直樹	25番 高橋 忠雄	26番 高張 強
27番 長谷川 一利		

6 農業委員会事務局出席職員

事務局長 上原 文昭
農地係長 宮川 一也

事務局次長 佐々木 徹
農政振興係長 佐藤 政道

7 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事（農地部会所掌）

議案第23号 農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第24号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

(追加) 議案第27号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告事項 農地の転用事実に関する照会書について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

日程第3 議事（農政振興部会所掌）

議案第25号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 新潟市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更
(案) について

(3) その他

(4) 閉 会

8 会議の概要

開会時間：午後2時00分

事務局長	定刻になりましたので、これより6月定例総会を開会します。 開会にあたり間宮会長よりごあいさつをお願いします。
会 長	<間宮会長あいさつ>
事務局長	ありがとうございました。なお、本日、農業委員は全員出席されており、会議規則第4条の規定により定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。併せて、19名の農地利用最適化推進委員の皆さんが出席しておりますことを報告します。 それでは会議規則第5条の規定により、間宮会長より議長をお願いします。
議長（会長）	それでは、議事日程に従って議事を進めます。 はじめに、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。 議事録署名委員については、議長である私に一任いただけますでしょうか。
	（異議なし）
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので、17番、榎田土農夫委員、18番、吉田田浩委員を指名します。 引き続き、日程第2の議事に入ります。 最初は、農地部会の所掌に関する議事でありますので、議長を増井農地部会長と交代します。
	<間宮会長は自席へ、増井農地部会長が議長席へ>
議長（農地部会長）	それでは、農地部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第23号農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第24号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第27号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、以上3件を一括して、事務局より説明をお願いします。
事務局（農地係長）	議案第23号「農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について」説明します。 1号案件は、2ページ、議案第24号の第2号案件との関連案件ですので、一緒に説明します。 巻地区において、当初計画者は、申請地を住宅建築敷地とする計画で、昭和53年に転用許可を受けておりましたが、諸般の事情により計画の実施には至りませんでした。 この度、事業承継者で、現在、燕市の共同住宅にお住いの転用事業者が、今後の生活のことを考え、申請地を買い受け、住宅を建築し、夫婦で移り住む計画を立てたものです。 以上の案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。 また、調査委員会に付託されている案件です。

	<p>続きまして、議案第24号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」説明します。</p> <p>2号案件は先程説明しましたので、ここでは、1号案件について説明します。</p> <p>1号案件は、中之口地区において、調剤薬局の経営を行う法人である転用事業者は、昨年末に本社機能をこれまでの田上町から中之口地区にある営業所へ移転したところ、既存駐車場が手狭となっしまい、その解消を図るため、この度、隣地である申請地を借り受け、整備し、一時的に駐車場敷地として使用する計画です。</p> <p>以上の転用案件につきましては、立地基準、一般基準からなる転用許可基準に照らし合わせ、許可要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>いずれも、調査委員会に付託されている案件です。</p> <p>続きまして、議案第27号農地法第3条許可申請に関する意見決定について説明します。</p> <p>1号案件は、中之口地区において、申請人である父が、農業者年金の継続需給のため、農業経営者である子と再度、使用貸借権の設定を行うものです。</p> <p>以上の申請案件につきましては、地区担当委員が現地確認済みであり、農地法第3条第2項に照らし合わせ該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明が終わりました。引き続き、調査委員会の結果について、調査委員長より報告をお願いします。
5番（広川浩委員）	<p>それでは、去る25日、区役所302会議室で行われました調査委員会における聴取案件について報告します。</p> <p>出席委員は7名で、調査委員長は、わたくし広川浩が務めました。</p> <p>聴取案件は、農地転用事業計画変更承認申請1件、農地法第5条許可申請2件でした。</p> <p>別添の調査委員長報告書をご覧ください。ここに記載のとおり、申請案件について、申請人から申請理由等を聴取し、審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。</p> <p>また、追加議案書1ページにあります農地法第3条許可申請に関する意見決定の件についてですが、事前に地区担当委員より現地調査を行っていただき、調査委員会に付託する案件はありませんでしたが、提出いただきました現地調査確認調書に基づき審議を行った結果、許可相当との意見で全委員一致しました。以上で報告を終わります。</p>
議長（農地部会長）	事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。 ただいまの説明、報告にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長（農地部会長）	皆さんからご意見、ご質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第23号「農地転用事業計画変更承認申請に関する処分決定について」採決します。提案のとおり申請を許可することに異議はありませんか。
	(異議なし)

議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第24号「農地法第5条許可申請に関する処分決定について」採決します。提案のとおり申請を許可することに異議はありませんか。</p>
	(異議なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可と決定します。</p> <p>続きまして、議案第27号「農地法第3条許可申請に関する意見決定について」採決します。提案のとおり許可相当とすることに異議はありませんか。</p>
	(異議なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定し、新潟市長へ回答します。続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、農地の転用事実に関する照会書について、農地法第5条転用届出に関する受理について、以上4件を一括して、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について報告します。1号は、賃貸人が農地の売買を行うため、合意解約を行うものです。</p> <p>続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について報告します。相続により農地を農地法の許可を得ることなく権利移動したものについて10件の届出があり、受理をしましたのでご報告します。なお、当委員会への利用権設定等の斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして、農地の転用事実に関する照会書について報告します。1号、2号及び3号については、新潟地方法務局から地目認定の照会があり、非農地として回答しましたので報告します。</p> <p>続きまして、農地法第5条転用届出に関する受理について報告します。1号は、西川地区において、個人住宅建築敷地として届け出がありました。2号は、巻地区において、店舗建築敷地として届け出があり、3号は、個人住宅建築敷地として、4号は、宅地分譲敷地として、5号は、事務所建築敷地として、届け出がありました。</p> <p>以上5件につきましては、いずれも受理をしましたので報告します。</p> <p>以上で報告事項の説明を終わります。</p>
議長（農地部会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明にご質問はありませんか。</p>
	(質問なし)
議長（農地部会長）	<p>皆さんから質問がありませんので、事務局報告のとおり承認と決定します。</p> <p>以上で農地部会所掌の議事は終了しました。</p> <p>議長を吉田農政振興部会長と交代します。</p>
	<増井農地部会長は自席へ、吉田農政振興部会長が議長席へ>

議長（農政振興部 会長）	それでは農政振興部会の所掌に関する議案などについて、議事を進めます。 議案第25号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。
事務局（農政振興 係長）	議案第25号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」説明します。 表紙をめくっていただきまして、令和3年利用権促進事業地区別実績表の新規分です。 今月は所有権移転の売買のみです。実績表の右側をご覧ください。 売買は、潟東地区、1件、田、8,860㎡、畑、132㎡、計8,992㎡、 巻地区、2件、田、2,018㎡、畑、1,321㎡、計3,339㎡、 合計3件で、田畑の計12,331㎡です。 詳細については1ページ1号から3号に記載のとおりです。 実績表の2ページ目は合計表ですので、説明は省略します。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすと考えられる ものです。これで説明を終わります。
議長（農政振興部 会長）	事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長（農政振興部 会長）	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第25号新潟市農用地利用集積計画の決定について採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	(異議なし)
議長（農政振興部 会長）	皆さんから異議がありませんので、事務局提案のとおり決定とします。 なお、決定された計画は、令和3年7月14日に公告の予定です。 続きまして、議案第26号新潟市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本 的な構想の変更(案)について、事務局より説明をお願いします。
事務局（次長）	議案第26号について説明します。 農業経営基盤強化促進法に基づいて各都道府県は基本方針を策定し、それに 伴って、市町村においては基本構想を策定することとなっております。 令和2年度末に新潟県の基本方針が一部変更されたことに伴って、新潟市の 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についても一部が変更さ れることとなり、その変更案について、新潟市長より市内各農業委員会に対 して意見照会がありました。 この意見照会について、市内各農業委員会においては議案として諮ること となったものです。議案書及び別紙資料をご覧ください。 別紙2は新旧対照表で、変更箇所にはアンダーラインがひかれています。別 紙3は変更案の全文です。 本日は変更点を要約した別紙1に沿って説明いたします。 初めに「基本構想の内容」についてです。 本構想は、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が地 域農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」という目的で、昭和55年

に制定された農業経営基盤強化促進法の目的を実現するため、県が定める農業経営基盤強化促進基本方針を踏まえ、農業経営基盤強化促進法 第6条に基づき、農業経営体の規模等の指標や農用地の利用集積目標、その実現のための措置などを市町村が定める計画です。

次に「変更理由」についてです。

今回の構想の変更は、本年3月26日に、県が定める農業経営基盤強化促進基本方針の改正が行われたことに伴い必要となったものです。経営指標、各目標値を見直すとともに、法律改正等に基づく文言修正等を行うものです。なお、本構想につきましては、市内4農協と6農業委員会への意見照会を経て、7月に市の農業振興地域整備審議会で審議され、県へ同意申請を行う予定となっております。

次の「基本構想の変更内容」ですが、枠で囲まれた①から④までの4点が今回、変更される内容です。また、今回の変更で本構想は、10年後の令和12年度を目標年次としています。

①から④の変更内容の詳細について説明します。

①は、「主要な営農類型ごとの農業経営指標の更新」についてです。

県の基本方針の指標更新を受け、本構想の経営指標についても更新を行います。他産業並みの所得・労働時間を目指し、主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得400万円、年間労働時間1,800～2,000時間とすることは変わりませんが、農産物価格等の算定条件を直近のものに更新し、これまで18類型19指標であったものを、12類型19指標に整理し、他産業並みの所得を確保できるモデル的な指標としています。

別紙2の5ページから16ページに「農業経営の指標」として、「営農類型、経営規模、生産方式」の項目で、19の指標を掲載してありますので、後でご覧下さい。

続いて②ですが、別紙2の4ページから5ページの「6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」をご覧ください。

(2)のアは、「確保・育成すべき人数の目標」についてです。

直近3か年では70人以上の新規就農者を確保しており、市の農業構想においても同様の目標を示していることから、年間70人の確保を目標とします。別紙2の18ページの「効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」については、認定農業者等への農地集積率目標を定めるもので、市の農業構想においても令和4年度目標で85%としています。令和5年度以降については、市の農業構想の改正に併せ、目標値の変更を予定しています。また、「育成すべき経営体の目標」については、主な従事者が他産業並の労働時間で、他産業と遜色のない所得を確保することができる経営体の育成目標で、個人経営体1,500、組織経営体100、合計1,600経営体を目標としています。

③は、「農地利用集積円滑化事業の削除」についてです。

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業に統合一体化され、廃止された農地利用集積円滑化事業に関連する記載箇所について、削除及び削除に伴う修正をしています。

④については、その他法律改正や施策の変更に伴い、文言等について修正を行っています。説明については以上です。

意見照会にあたり、当農業委員会はこの変更案に対して意見があるかないか、意見がある場合はその内容を記載して新潟市長に回答することとなりますが、農政振興部会所掌の案件であったため、吉田部会長及び堀内職務代理より予め

	内容をよくご確認いただき、事前に意見がない旨の了承をいただきましたので、議案のとおり、当農業委員会としては意見なしとして回答したいと考えております。よろしくお願ひいたします。
議長（農政振興部会長）	事務局の説明が終わりました。 ただ今の説明にご意見、ご質問はありませんか。
	（意見・質問なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから意見、質問がありませんので、これより採決に移ります。 議案第26号「新潟市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）について」採決します。 提案のとおり承認することに異議はありませんか。
	（異議なし）
議長（農政振興部会長）	皆さんから異議がありませんので、提案のとおり意見なしとすることに決定します。以上で農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を間宮会長と交代します。
	<吉田農政振興部会長は自席へ、間宮会長が議長席へ>
議長（会長）	増井農地部会長、吉田農政振興部会長、ありがとうございました。 以上で、議事として提案した案件は終了しました。 引き続き、その他の案件に入ります。 事務局よりお願ひします。
事務局（農政振興係長）	それでは、その他ということで、事務局から連絡いたします。 農業者年金の関係について、今年度の活動計画を報告します。 資料については、本日配布しましたクリーム色の紙の資料1をお願ひします。 内容についてですが、県の基本方針で、新潟市西蒲区農業委員会の今年度の加入目標数が全体で4人と示された中で、今年度の加入推進活動計画を作成しましたので、簡単に説明します。 1. の「今年度の加入目標人数」と2. の「加入対象として働きかけをする目標人数」についてですが、今程話しましたように、全体で4人で、目標設定があるのは、20～39歳が2名、女性が1名です。若い人中心の設定となっていますが、活動的には、50歳代で経済的に余裕がでてきた人なども含めた中で活動する形となりますので、よろしくお願ひします。 次に、「3. 地区別加入推進班の整備」については、例年通り管内5地区を各班として班編成し、加入推進を実施したいと考えております。 また、「4. 加入対象者名簿の整備」についてですが、現在のところ名簿登載者数は、管内全域で139人となっています。 今後、農業委員さん、推進委員さん及び農協さんからの情報提供などにより、対象者の拾い出しをしながら点検・補正を行い、訪問対象を選定させていただきたいと思っています。 続きまして、5. の「加入推進強化月間」については、県内統一の時期であります11月から2月としました。6. の「個別訪問の実施計画」につきます

	<p>ては、計画の段階ですので、例年どおりとしています。</p> <p>裏面にいきまして、7.の「加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画」、それから8.の「加入対象者に対する説明会等の実施計画」についてですが、今後、加入推進対象者名簿の整理・確認を行ったうえで、11月に「加入推進対策会議」を開催して戸別訪問等の活動に対する打合せを行い、その後、班単位で戸別訪問を実施して、2月下旬頃に活動結果の取りまとめを行う予定としております。</p> <p>「9.啓発普及活動の実施計画」については、例年どおり広報誌等を利用して、農業者年金制度をPRしていきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。</p> <p>計画の内容は以上ですが、毎年、お忙しい中、活発に活動を展開していただき、大変ありがとうございます。今年度も、加入推進部長さん等を中心として、農協さんとも連携を図り、加入推進活動に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>最後に、この計画については、今回の定例総会で報告したのちに、県農業会議へ提出する予定としておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>私からは以上です。</p>
事務局（農地係長）	<p>農地法第3条、4条及び5条の規定による許可申請書に係る押印廃止について、説明します。</p> <p>本日、配布させていただきました資料2をご覧ください。</p> <p>押印の廃止につきましては、4月の定例総会時にご一報をさせていただいたところですが、この度、すべての関係機関との協議を終え、下記のとおりとなりましたので、報告します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 押印廃止につきましては、ここに記載のとおりとなります。 2 許可権者の押印につきましては、押印を存続させることとなりました。 3 委任状等につきましては、委任者の押印を存続させることとなりました。 <p>なお、農地法第18条第6項の規定による合意解約書に係る押印廃止については、農業経営基盤強化促進法の申請関係で申請書への押印が存続になること、また、慣行小作地の合意解約の際に、新潟市6農業委員会では、実印の押印を求めていることなどがあり、今しばらく検討をさせてもらうべく猶予をいただくこととなりましたのでよろしくお願ひします。</p>
事務局（次長）	<p>6月の会務と7月の業務予定について報告します。</p> <p>本日配付しました資料3をご覧ください。</p> <p>6月の会務報告は、ご覧のとおりです。すみませんが、6月25日開催の調査委員会の出席者数の欄が空欄となっております。出席者数は7名です。</p> <p>次に、裏面が現時点での7月の業務予定となっております。委員会関係では、恒例の農地パトロールを実施します。</p> <p>日程は各地区において調整していただき、3日（土）は岩室地区、10日（土）は中之口地区、11日（日）は潟東地区、17日（土）は巻西地区及び巻東地区、18日（日）は西川地区で実施する予定です。</p> <p>内容については、事前に配付しました実施要領のとおりとなります。お暑期中恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。</p> <p>20日（火）午前10時より、令和3年度第1回農地部会を巻地区公民館において開催いたしますので、関係者の委員の皆さんの出席をお願いします。内容など詳細については、事前配布資料に同封しました案内のとおりです。</p> <p>7月の調査委員会は27日（火）の開催となります。今回は第4調査委員会</p>

	<p>が担当となります。よろしくお願いいたします。</p> <p>7月の定例総会は30日に、本日と同じくここ巻地区公民館で14時から開催の予定です。</p> <p>次に、いくつかお知らせをいたします。</p> <p>最初に、全国農業新聞の普及推進についてお話しします。</p> <p>農業委員会法の規定に基づいた農業委員会の情報提供活動の一環として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さんには、全国農業新聞の普及推進に取り組んでいただいております。</p> <p>全国農業新聞の普及推進に当たっては、全国農業会議所より新潟県農業会議を通じて、令和3年度の普及推進要領が送付されており、本年度については、8月から11月までを「第1回普及強調月間」、来年1月～2月を「第2回普及強調月間」となっております。</p> <p>普及推進の支援策として3か月の無料試読の制度があります。申し込み書は本日配付しておりますので、活用してください。なお、強調月間中において、1部普及するごとに、1,000円のクオカードが贈呈されます。この期間以外では500円のクオカードとなります。</p> <p>また、クリアファイルやエコバッグ、フリーザーバッグ等の普及資材やチラシ、リーフレット等の普及推進資料、普及推進活動に係る経費の助成等の制度もありますので、必要な場合は事務局にお問い合わせください。</p> <p>次に、新潟県農業会議より、新制度の農業委員会に関するQ&Aの修正版について連絡がありました。本日配付しました文書をご覧ください。従来より取りまとめているQ&Aの修正版を作成し、農業会議のホームページに掲載したので、活用してほしいとのことです。</p> <p>次に、これも新潟県農業会議からの連絡ですが、全国農業新聞オンライン講座「スタディあぐり」の開講についてお知らせがありました。同じく、本日配付しましたお知らせをご覧ください。内容は裏面のチラシのとおりです。必要に応じて地区内へのPR等をお願いします。</p> <p>最後に、資料はありませんが、全国農業図書として全国農業会議所が発刊している「農家のための農業の税制」を事務局で購入しました。この図書は農業収入や農地等に係る所得税、法人税、相続税、贈与税等農業に関係が深い税制について解説しているもので、日ごろの活動や農地集積・集約化、後継者対策、経営発展等、必要に応じてご活用していただければと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。何か質問等がありますか。
	(なし)
議長（会長）	特になければ、以上をもちまして6月定例総会を終了します。

閉会時間：午後2時50分

議事録に相違ないことを認める。

議 長 間 宮 一

署名委員 槇 田 士農夫

署名委員 吉 田 浩

